

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市土木みどり事務所規則

第1条第1項中「排水路」の右に「、公園、緑地」を加え、「京都市土木事務所」を「京都市土木みどり事務所」に改める。

第2条第2項中「次長」の右に「、担当課長」を加え、同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第3項中「係長」を「担当課長、係長」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、次長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条第2号中「公園」の右に「、緑地」を加え、「産業観光局」を「みどり政策推進室、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局及び都市計画局」に改め、同条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、同条第12号中「京北・左京山間部土木事務所」を「京北・左京山間部土木みどり事務所」に改め、「土木管理部」の右に「及びみどり政策推進室」を加え、同号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 宅地開発事業に係る公園及び緑地に関する指導に関すること。ただし、みどり政策推進室の所管に属するものを除く。

第5条第11号を同条第12号とし、同条第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「街区公園」を「都市公園」に改め、「占用」の右に「及び利用」を加え、「産業観光局」を「みどり政策推進室、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局及び都市計画局」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 都市公園台帳に関する事。ただし、みどり政策推進室、文化市民局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局及び都市計画局の所管に属するものを除く。

第6条中「建設局長は」の右に「、担当課長」を加える。

別表北部土木事務所の項中「北部土木事務所」を「北部土木みどり事務所」に改め、同表左京土木事務所の項中「左京土木事務所」を「左京土木みどり事務所」に、「京北・左京山間部土木事務所」を「京北・左京山間部土木みどり事務所」に改め、同表東部土木事務所の項中「東部土木事務所」を「東部土木みどり事務所」に、「南部土木事務所」を「南部土木みどり事務所」に改め、同表南部土木事務所の項中「南部土木事務所」を「南部土木みどり事務所」に改め、同表西部土木事務所の項中「西部土木事務所」を「西部土木みどり事務所」に、「京北・左京山間部土木事務所」を「京北・左京山間部土木みどり事務所」に改め、同表京北・左京山間部土木事務所の項中「京北・左京山間部土木事務所」を「京北・左京山間部土木みどり事務所」に改め、同表西京土木事務所の項中「西京土木事務所」を「西京土木みどり事務所」に改め、同表伏見土木事務所の項中「伏見土木事務所」を「伏見土木みどり事務所」に、「南部土木事務所」を「南部土木みどり事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)